

広島県公安委員会告示第56号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和7年8月4日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5 P07 60	告示の日 (令和7年8 月4日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	eフィーバーもの のがたりF	株式会社ジェイビー 代表取締役 毒島 壮 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同
5 S07 36	同上	回胴式遊 技機	L革命機ヴァルヴ レイヴ2 j F	同上	左同